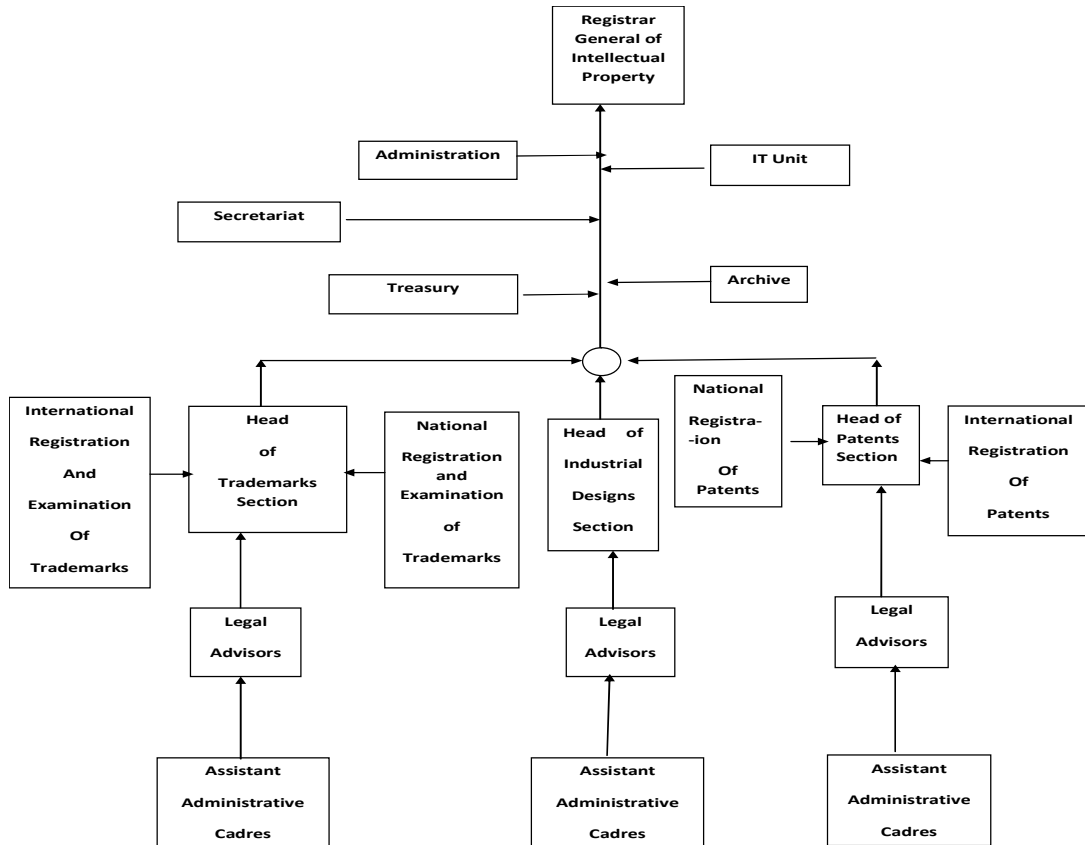


①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)					
②名称	Ministry of Justice Registrar General of Intellectual Property Administration					
③所在地	Aljamhoria StreetAlmugran Area , P.O. Box 744, Khartoum					
④連絡先	(電話) (249) 183 742 356		(FAX)			
	(E-mail) <a href="mailto:info@ipsudan.gov.sd">info@ipsudan.gov.sd</a>		(internet) <a href="http://www.ipsudan.gov.sd/indexEng.html">http://www.ipsudan.gov.sd/indexEng.html</a> <a href="mailto:registrar@ipsudan.gov.sd">registrar@ipsudan.gov.sd</a>			
⑤組織の長	Registrar General of IP Mrs. Iman Mohamed Abdulgadir Atabani					
⑥沿革	<p>(1) 商標については、1969年法律第8号により制定された1969年商標法及び1969年同法規則が1969年9月3日が発効した。</p> <p>(2) 特許については、1981年特許法第58号により制定された1981年特許法及び1981年同法規則が1983年1月1日に発効した。</p> <p>(3) 意匠については、1999年7月に施行規則が制定されて1974年法律第18号の意匠法による意匠出願の受付が開始された。</p> <p>(4) スーダンは、1978年5月よりARIPOの加盟国となっている。また、スーダンにおいては1978年5月2日にルカサ議定書が、1984年4月25日にハラレ議定書が発効している。</p>					
⑦所管	特許権、意匠権、商標権					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1974/2/15	2000/12/28				
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1984/4/16				
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト			ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
1984/5/16	2010/2/16	1984/4/16				
ストラスブール	ウィーン	WTO				

①国名		The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)				
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	245	160		
		(内 外国出願)	7	7		
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	4	3		
	意匠	全数	131	152		
		(内 外国出願)	14	4		
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,430	3,075	976	1,059
		(内 外国出願)	1,783	1,661	976	1,059
		(内 日本から)	23	29	25	19
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	139	117		
		(内 外国出願)	8	3		
(内 日本から)						
(内 PCTルート)		4	1			
意匠	全数	82	114			
	(内 外国出願)	12	5			
	(内 日本から)					
商標	全数	2,638	1,835	999	1,075	
	(内 外国出願)	1,997	1,446	999	1,075	
	(内 日本から)	51	34	24	25	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1971年10月15日施行(1971年法律第58号)
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ (特許法第30条)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国(ハラル議定書批准1984/04/25)
	⑤出願人資格	発明者又は承継人 (特許法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法12条(1)、同規則12)
	⑦出願言語	アラビア語又は英語(登録官が認めた場合、外国語の使用が認められる。登録官から要求された場合のみ、アラビア語又は英語の翻訳文を願書に添付する)(特許法規則9)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第25条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月。 ・公の、又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示 (特許法第4条(2))
	⑪非特許対象	(1)科学的性格の原理及び発見 (特許法第3条(3)) (2)発明又は開示が公序良俗に反する発明 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、発明の単一性について審査される。 (特許法第18条(1)、第17条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第18条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。明細書及び図面を除く特許証内容を記載した公報が公告される。 (特許法第19条(1)、同第20条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第47条(1))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年又は特許付与日から3年の何れか遅く満了する日までに、特許発明の実施が不十分なときは実施権の設定の対象となる。 (特許法第34条(1))
	⑲費用 単位 SDG (スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 17.00 SDG 登録・公告料 38.00 SDG  [特許権維持に掛かる費用] 年金 12.00 SDG(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)									
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1983年1月1日施行 (1974年法律第18号)								
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ								
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国(ハラル議定書批准1984/04/25)								
	⑤出願人資格	意匠の創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第11条(1))								
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する代理人を選任しなければならない。 (意匠法第15条(1)(a)、(b))								
	⑦出願言語	アラビア語又は英語								
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年を2回延長(更新)することができる。(最長15年) (意匠法第23条、第24条(1))								
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第8条(1)、(2))								
	⑩グレースピリオド*	次の事項が規定されている。期間は何れも意匠の開示日から6月。 意匠の創作者又は承継人が、国内外の公認の博覧会において意匠の創作を開示した場合。この場合、意匠の創作の開示日から6月以内に出願したときは、意匠の開示は新規性の阻害要件とはならない。(意匠法第8条(1)~(3))								
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 公序良俗に反する意匠 (意匠法第7条(2))								
	⑫実体審査の有無	無。出願は、方式要件についてのみ審査される。 (意匠法第19条(1))								
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第18条、第19条)								
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。								
	⑮部分意匠制度の有無	無。 (意匠法第2条("industrial design"の定義))								
	⑯関連意匠制度の有無	無。								
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。								
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。(スーダンは、ロカルノ協定には未加盟)								
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件を満たしていると、公開される。 (意匠法第21条(1))								
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願の意匠は、出願時に12月の期間内において、意匠の公告の延期を請求することができる。 (意匠法第22条(1)~(5))								
	㉑異議申立制度の有無	無。								
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。 (意匠法第41条(1))								
	㉓登録表示義務	無。								
	㉔費用 単位 SDD (スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用]								
		<table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>21.00</td> <td>SDG</td> </tr> <tr> <td>公告料</td> <td>35.00</td> <td>SDG</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>111.00</td> <td>SDG</td> </tr> </table>	出願料	21.00	SDG	公告料	35.00	SDG	登録料	111.00
	出願料	21.00	SDG							
公告料	35.00	SDG								
登録料	111.00	SDG								
	[意匠権の維持に掛かる費用]									
	存続期間更新料 161.00 SDG(5年につき)									
㉕料金減免措置の有無	無。									

①国名	<p style="text-align: center;">The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1969年3月29日 (1969年法律第8号)
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ
	④他国制度との関係	無。スーダンはARIPO加盟国であるが、2023/1/1現在、バンジュールプロトコルを批准していない。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、原産地表示 (商標法第3条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標 (商標法第3条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第10条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第9条(1)(b)、第15条)
	⑪出願言語	アラビア語又は英語(商標がアラビア語又は英語以外の言語を含んでいた場合、登録官の請求によりアラビア語又は英語翻訳文を提出を要する。(商標法規則20)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標が登録されたときから効力を有する。(商標法第18条(7)) 出願日から10年。10年ごとに更新できる。(商標法第19条(1))
	⑬グレースピリオド	無
	⑭不登録対象	<p>(1) 商品固有の性質又はその産業的な機能により必要とされる形状または形態から成る標章</p> <p>(2) 取引の過程において、質、量、用途、価値、原産地を指示するために使用することができる標識その他の表示からもっぱら構成される標章</p> <p>(3) 通常の言語又はこの国の善良な確立された商慣行において関係商品の通常の呼称となった標章</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章</p> <p>(5) 関係用品の性質、出所、製造方法、特徴又は用途適合性に関し取引界又は一般需要者を欺瞞し若しくは混同を生ぜしめる意図に基づく標章</p> <p>(6) 何れかの国、政府間国際機関又は国際協定に基づいて設立された機関の紋章、旗章その他の記章、イニシャル、名称若しくはその略称を当該国の主管庁又は当該国際機関の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章</p> <p>(7) 国の採用する公の標識又は印象を当該国の主官庁の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章</p> <p>(8) 専ら宗教的、宗派的又は部族的組織の象徴と同一若しくは類似の標章</p> <p>(9) 宗教的若しくは部族的首班の肖像又は何らかの宗派的意味を備える肖像と同一若しくは類似の標章</p> <p>(10) 有効に優先権を主張した者の出願中の標章又はその登録を受けた標章で同一の商品若しくは当該商標の使用が公衆を欺罔する虞のあるその他の商品にかかるものを公衆を欺罔する虞のある方法で模倣する標章</p> <p>(11) 第三者に属する標章でこの国において広く知られているものの公衆を欺罔する虞のある方法をもってその全部又は一部の複製、模倣、翻訳若しくは転写を構成する標章</p> <p>(12) 第三者の権利を侵害し又は不正競争防止法に違反する標章 (商標法第8条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無	無。	

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)		
⑰一出願多区分制度の有無	無。	(商標法規則17)	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	(商標法規則21)	
⑲審査請求制度の有無	無。		
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。		
㉑出願公開制度の有無	無。	(商標法第16条、第17条)	
㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から6月以内(利害関係人がスーダンに居住していない場合は8月以内)に異議を申立てることができる。	(商標法第18条)	
㉓無効審判制度の有無	無。利害関係人又は登録官は、登録の無効を裁判所に申立てることができる。	(商標法第24条(a)(b))	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。	(商標法第24条(c))	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類、第8版)を採用している(ニース協定には未加盟)	但し、第32類の一部の商品と第33類の商品については登録できない。 (商標法第29条(b))	
㉖図形要素の分類	無。		
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。	(商標法第21条(1))	
㉘費用 単位 SDG (スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	133.00 SDG(1区分につき)	
公告料	60.00 SDG	登録料	270.00 SDG(1区分につき)
		[商標権の維持に掛かる費用]	
存続期間更新料	368.00 SDG(1区分につき)		
㉙料金減免措置の有無	無。		